

第2部：第2期総合戦略

第1章 第2期総合戦略の基本的な考え方

1 第2期総合戦略の概要

(1) 目的

これまで本市では地方創生の実現、人口と地域経済縮小の克服を目指し、3つの基本目標を定めた第1期総合戦略を平成28年に策定し、取組を進めてきました。最終年となる本年、第1期総合戦略の検証と現状分析を行ったところ、雇用促進における施策の一部は目標を達成したものの、転入・定住促進や出産・子育て支援における施策の目標は、必ずしも達成できたとは言えない状況です。また、人口の現状分析を行ったところ、出生数の減少と死亡数の増加による自然動態のマイナス幅は拡大しているという結果となり、社会動態である転入・転出においても、その規模は拮抗しつつあるものの、20代から30代前半の女性の転出率は高くなっています。これらの状況を踏まえると、第1期総合戦略の効果は、必ずしも十分に発現しているとはいえ、今後も、地方創生の意識や取組を切れ目なく維持し、かつ必要な見直しを行い、取組の強化を行う必要があります。

また、国全体においても、人口減少、高齢化率の上昇は空前の速度と規模で進行しており、少子高齢化が、人口減少そのものだけでなく、均衡ある人口構成による地域の持続可能性を確保する観点からも課題であるとされています。そのため、国では第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略において、地方創生の一層の充実・強化とともに、切れ目ない取組を進めることとし、地方創生の次のステージに向けて、新たな視点に重点を置いて施策を進めることとしたところです。

これらのことから、本市においても、取組の継続性を念頭に第1期総合戦略を改訂し、人口構成の均衡が図られた「持続可能なまち」を目指し、第1期総合戦略及び第2期人口ビジョンを踏まえ、以下の考えを基本目標と取組に反映させた上で、第2期総合戦略を策定することとしました。

ラグビーワールドカップ2019開催を契機に、多方面との応援や協働、郷土への誇りや地域の一体感が醸成されつつある今、地域の特色を生かしながら市民に身近な幅広い取組を市内外にアピールすることにより、あらゆる世代が暮らしやすく、バランスの取れた年齢構成による持続可能なまちを目指します。

【第1期総合戦略及び第2期人口ビジョンを踏まえた考え方】

- ・産業・雇用の面では、地域経済の好循環を作り出すため、地域経済の担い手となる中小企業の生産性向上に取り組み、企業・地域金融機関等のネットワークを生かした稼ぐ力を養うことが求められています。また、中心市街地のにぎわい創出のため、まちづくりの担い手を育成し、集客・交流などの促進を図る必要があります。農業では、若年層の農業従事者の確保と併せて定年就農を促すため、豊富な農地を基盤に、安定した農業経営と農業所得の向上を図っていくことが重要です。そして、産業振興として業種を問わず創業を促すほか、若者から高齢者まで多くの人が働き、活躍できる場

所を増やすとともに、社会人層の転入、定住を促進し労働力の確保を図ることが重要です。さらに、地域の新たな産業を切り開くことを期待した人材の育成等に向け、大学、専門学校及び高校等が多く立地している優位性を生かした取組が求められています。

- ・転入・定住の面では、東京都市圏で十分なスポーツ文化施設を有し、休日には関東圏全域に公共交通機関や自動車で出かけられる立地であり、ワークライフバランスを保てる適地であることをアピールし、住宅購入や取得時の経済的支援、能力を生かした新しい働き方の支援など、各世代のニーズに合わせた取組が求められています。さらに、本市の培ってきた歴史や文化財等による観光とスポーツイベントを融合させたスポーツツーリズムにより魅力を発信し、本市の「ファン」を獲得していくことが重要です。
- ・結婚・出産・子育ての面では、市民が子育てしやすい環境を整備し、次世代を担う子どもたちを行政及び市民の力で支え、守ることができる多世代循環型社会の仕組みづくりが求められています。

(2) 位置付け（総合振興計画との関係性）

第2次熊谷市総合振興計画（平成30年4月）は、第1期総合戦略の取組を前期基本計画へ反映させており、人口構成の均衡が図られた「持続可能」なまちづくりに向けた取組を進めているところです。第2期総合戦略についても、第2次熊谷市総合振興計画の目標実現に向けた取組を進めるとともに、後期基本計画へ反映していくこととします。

(3) 計画期間

国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に準拠し、計画期間は令和2年度から令和6年度までの5か年とします。

	H27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度
総合振興計画 第2次	基本構想												
				前期基本計画					後期基本計画				
総合戦略	第1期					第2期							

第2章 基本目標

第2期総合戦略を推進するに当たり、「第1部 第4章 2 第2期の目指すべき方向性」を踏まえ、以下3つの基本目標を設定します。

1 3つの基本目標

基本目標1【就業機会を増やす】

働く（働きたい）人が働き続け、暮らし続けられる雇用の創出

基本目標2【転入・定住促進】

子育て世代等にとって暮らしやすく魅力的なまちづくりの展開

基本目標3【結婚・出産・子育て支援】

子育て世代等の結婚・出産・子育てに関する希望をかなえる

基本目標とこれらを実現するための施策の方向及びKPI（Key Performance Indicators：重要業績評価指標）の一覧は以下のとおりです。

基本目標	施策の方向	KPI（令和6年度）
基本目標1 【就業機会を増やす】 働く（働きたい）人が働き続け、暮らし続けられる雇用の創出	1-1 企業誘致・新産業拠点整備	事業所の新設等を行った企業数：10件以上／年
	1-2 起業・創業支援及び事業継続支援	創業件数：5件／年
	1-3 就業支援	新規（新設）事業所の従業者数 7,882人
	1-4 商業振興によるにぎわい創出	空き店舗率：年 16.5%
	1-5 地域を支える人材・組織の育成	ビジネスプランコンテストの応募数：70件／年
基本目標2 【転入・定住促進】 子育て世代等にとって暮らしやすく魅力的なまちづくりの展開	2-1 安心して暮らせる生活環境の確保と経済的支援	まちづくり市民アンケート調査結果「続けて住みたい」：60%
	2-2 ファンづくりを通じた転入促進	観光入込客数：500万人
	2-3 時代に合った地域づくり	AI・RPA等先進技術の導入件数：1件／年
	2-4 誰もが活躍する社会の実現	障害のある方の就労支援事業所の利用者数：710人／年 まちづくり市民アンケート調査結果「男女共同参画社会という言葉を知っているか」：80%
基本目標3 【結婚・出産・子育て支援】 子育て世代等の結婚・出産・子育てに関する希望をかなえる	3-1 結婚・出産支援	出生数：1,400人／年（5年平均）
	3-2 子育て支援	まちづくり市民アンケート調査結果「子育てしやすい」：67%
	3-3 学力日本一を目指した教育環境の充実	授業がわかりやすいと思う児童生徒の割合：小学校 95%、中学校 90%

第2期総合戦略の展開にあたっては、計画期間を令和2年度から令和6年度までの5か年として基本目標ごとにKPIを設定しました。

このKPIは、第1期総合戦略での基本目標における「施策の方向」にかかるKPIの検証と本市の将来人口推計を基にした人口の将来展望を踏まえ、第1期総合戦略で「目標達成に向けて進捗している」ものは上方修正し、「目標達成に向けた政策効果が必ずしも十分に発現していない」ものについては、施策の分析を実施し現状に即した修正を行いました。

これらの各「基本目標」について、それぞれの事業をより効果的に推進するため引き続きPDCAサイクルに基づき効果検証を行います。

また、熊谷市総合戦略有識者会議による検証を定期的実施し、多角的な評価を行い、計画どおり進捗していない事業については、その要因を分析し、課題を具体的に把握し改良するという柔軟性を持って取り組みます。

基本目標1：働く（働きたい）人が働き続け、暮らし続けられる雇用の創出

名 称	目標値（令和6年度）
市内従業者数	82,000人 (平成28年経済センサスの値を維持)

基本目標2：子育て世代等にとって暮らしやすく魅力的なまちづくりの展開

名 称	目標値（令和6年度）
年齢階層別（20～39歳）の転出超過数	300人 (住民基本台帳人口の平成27～30年における転出超過数の平均 432人)

基本目標3：子育て世代等の結婚・出産・子育てに関する希望をかなえる

名 称	目標値（令和6年度）
合計特殊出生率	1.43 (平成29年の合計特殊出生率 国1.43、県1.36、熊谷市1.22)

2 ターゲット

第2期総合戦略のターゲットは「第1部：第2期人口ビジョン」での整理に基づき、以下のとおりに設定します。

○子育て世代等の男女

⇒進学・就職時の転出抑制、結婚・出産・子育て世帯の転入とUターンの促進等

3 基本目標達成に向けての視点

基本目標の達成に向け、第1期総合戦略の視点を深化・継承しつつ、より効果を発現させるため、新たな視点を加えて施策の実施に取り組みます。

①交流・関係人口の創出・拡大による新しいひとの流れの強化

ラグビーワールドカップ2019、国体等の開催市としての実績を有する本市のスポーツの力をアピールし、スポーツコミッションの運営や、特色あるスポーツツーリズムを推進し、新たな交流・関係人口の創出と拡大を図ることが必要です。

②時代に合った地域づくりの実現

Society5.0の実現に向けた技術を活用した、ものやサービスの生産性、利便性の向上とともに、SDGsの理念（「誰一人取り残さない」社会の実現）を踏まえ、企業や金融機関等の多様なステークホルダーとの連携により地域課題の解決を図り、暮らしやすく魅力的なまちづくりを目指します。

③社会の担い手の活躍支援と誰もが活躍できる地域社会の実現

引き続き少子高齢化が進行していく中、性別や年齢、障害の有無を問わず、全ての人が充実した生活を営むだけでなく、それぞれが培った人脈や経験等を生かして、地域づくりや社会へ積極的に参画することを通じて、にぎわい創出や子育て支援等の担い手として全員が活躍できることを目指します。

④地域経営の視点による経済循環の創出

地域の経済活動を活性化し、地域の稼ぐ力を高めるため、企業の競争力強化や生産性を向上させるとともに、多様な雇用の機会の創出を目指します。

4 第2期総合戦略におけるSDGsの考え方

(1) SDGsとは

「Sustainable Development Goals」の略で、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの長期的な開発の指針「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核を成す「持続可能な開発目標」であり、国際社会共通の目標です。

このSDGsは持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標及び細分化された169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組が示されています。

SDGsの17の目標と自治体行政の果たし得る役割



目標1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。

自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を特定し、支援する上で最も適したポジションにあります。各自治体においてすべての市民に必要な最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細やかな支援策が求められています。



目標2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。

自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。



目標3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。

住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことによって住民の健康状態を維持・改善可能であるという研究効果も得られています。



目標4 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。

教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。



目標5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。

自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。



目標6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。

安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。

SDGsの17の目標と自治体行政の果たし得る役割



目標7 すべての人々の、安価かつ信頼できる

持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。

公共建築物に対して率先して省／再エネを推進したり、住民が省／再エネ対策を推進する際に補助を出す等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源へのアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。



目標8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ

生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する。

自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。



目標9 強靱なインフラ構築、

包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。

自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地域企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。



目標10 各国内及び各国間の不平等を是正する。

差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。



目標11 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する。

包括的で、安全な、強靱で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。



目標12 持続可能な生産消費形態を確保する。

環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことでこの流れを加速させることが可能です。



目標13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。

気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。



目標14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。

海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。

SDGs の 17 の目標と自治体行政の果たし得る役割



目標 15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、
持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、
ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。

自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。



目標 16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、
すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて
効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。

平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。



目標 17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、
グローバル・パートナーシップを活性化する。

自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPO など多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になります。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

資料：一般財団法人建築環境・省エネルギー機構

「私たちのまちにとっての SDGs (持続可能な開発目標) - 導入のためのガイドライン -」

(2) 自治体に期待される SDGs の取組

国は SDGs の 17 の目標や 169 のターゲットに示される多様な項目の追求が、日本の各地域における課題の解決に貢献し、地方創生を推進するものとしてしています。

しかしながら、SDGs の目標やターゲット及びそれらの進捗管理のための指標の中には、国家レベルで取り組むべきものなどが多く含まれていることから、これらの中から市の実情に合わせた目標の選択が必要となります。

(3) 第 2 期総合戦略における SDGs の考え方

第 2 期総合戦略においては、本市として取り組んで行く「目指すべき方向性」を実現させるべく「3つの基本目標」を定め、各目標において取り組む「施策の方向」及び「主な取組」を位置付けています。

第 2 期総合戦略の目指すべき方向性は、国際社会全体の開発目標である SDGs の目指す 17 の目標と規模は違うものの、その方向性は同様であることから、第 2 期総合戦略の推進を図ることで SDGs の目標達成にも資するものと考えます。

第3章 基本目標別の施策

基本目標1：働く(働きたい)人が働き続け、暮らし続けられる雇用の創出 【就業機会を増やす】

<p>施策の方向</p>	<p>1-1：企業誘致・新産業拠点整備</p>
<p>現状と課題</p>	<p>地域経済分析システム（RESAS）によると、本市の産業大分類による産業規模（企業単位の付加価値額）の構成割合は、平成28年度において、卸売業・小売業、医療・福祉、製造業、宿泊業・飲食サービス業の順となっています。その構成を、平成24年度と比較すると、製造業の割合が低下し、卸売業・小売業、建設業が高まっています。</p> <p>また、雇用規模を示す全産業における従業者数は、平成24年度から28年度にかけて減少しており、現状とニーズの把握に努め、企業の人材確保や雇用促進に繋がる施策の強化とともに、雇用を生み出す企業の誘致やそのために必要な拠点整備を、引き続き推進していく必要があります。</p> <p>さらに、市の経済にとって発展の原動力となる基盤産業（市外から分配を獲得する産業）は、地方創生のテーマとなる「稼ぐ力」となることから、企業誘致・新産業拠点整備が課題となります。</p> <p>農業については、耕作放棄地や後継者不足の課題に対応し、持続可能な農業経営や雇用創出に向けて、販路拡大や農地所有適格法人（企業）の設立支援、誘致が必要です。</p>
<p>施策の概要</p>	<p>御用聞き便や企業訪問を通じて、支援制度の周知や企業ニーズの把握に努め、必要に応じて「熊谷市企業の立地及び拡大の支援に関する条例」（以下「立地拡大支援条例」という。）に基づく企業誘致を進めるとともに、企業ニーズを支援制度に反映させます。魅力的な操業環境を創出することで、引き続き、市内に立地する企業の支援及び市外からの誘致に努めます。</p> <p>また、中心市街地活性化に向けた支援のあり方について、商業振興の視点を踏まえながら制度の改変を行います。</p> <p>佐谷田地区及び池上地区についても、まちづくりの機運の醸成を図るとともに、産業の活性化と雇用の創出に繋がる、特色ある産業拠点の形成を推進します。</p> <p>さらに、農業については、まとまりのある形で農地を農地所有適格法人（企業）に紹介する等の取組のほか、農作業の効率化・生産性の向上等に向けスマート農業を推進します。</p>
<p>重要業績評価指標（KPI）</p>	<p>事業所の新設等を行った企業数：10件以上／年</p>
<p>主な取組</p>	<p>■ 1-1-1：本社機能事業所の誘致促進</p> <p>・立地拡大支援条例に基づく支援制度の周知や企業ニーズの把握に努めながら、企業誘致を更に推進するとともに、本社機能を持つ企業の定着及び市外からの移転を促進します。</p> <p>■ 1-1-2：正社員の雇用促進</p>

- ・市内全体の従業者数の総数減少を防ぐため、本市への事業所新設等に伴う正社員雇用に対する優遇制度の周知を図りながら、企業の人材確保に係るニーズへの対応に引き続き取り組みます。

■ 1-1-3 : 従業員の転入・定住促進



- ・事業所の立地場所を用意し、それと併せた優遇措置のPRにより事業所の新設に努め、事業者及び従業員に対して、「従業員転入奨励金制度」などの支援制度の周知を図ります。

■ 1-1-4 : 中心市街地への企業立地支援



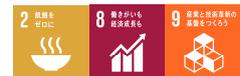
- ・中心市街地への企業立地を促進するため、中心市街地の特性を踏まえた支援の在り方を検討し、優遇策の充実や支援制度の周知を図ります。

■ 1-1-5 : 佐谷田地区産業拠点形成



- ・佐谷田地区におけるまちづくりのため、熊谷流通センターを活かしたまちづくりを進めます。ソシオ流通センター駅周辺地区について、まちづくりの機運醸成を図るとともに市街化区域に編入し、基盤整備等の事業を着実に推進します。

■ 1-1-6 : (仮称) 道の駅「くまがや」整備



- ・池上地区に「食」のテーマパークをコンセプトとする道の駅を整備するとともに、道の駅と相乗効果が期待できる企業を誘致することで、産業拠点を形成します。

■ 1-1-7 : (仮称) 地域中核企業支援



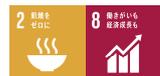
- ・地域の経済活動を活性化し得る中核的な企業を支援し、地域の稼ぐ力を高めるため、事業者に対して、引き続き、県及び市の計画に基づく事業計画の作成を促すとともに支援のあり方について検討します。

■ 1-1-8 : (仮称) 中小企業等生産性向上の支援



- ・地域経済の主な担い手である中小企業等が、生産性を向上させ、競争力の維持・強化を図るため、新技術の採用やビッグデータの活用等の取組に対する支援を行います。

■ 1-1-9 : 企業等の農業参入の促進・支援



- ・人・農地プランに基づく地域の合意を踏まえ、企業を含めた新たな農業の担い手を誘致し、参入を支援することで、危惧される荒廃農地の増加を抑え、農地利用の最適化、地域の維持・活性化を目指します。

	<p>■ 1-1-10 : 農産品のブランド化</p> <p>・既存の地場農産物の生産流通を再検討するとともに、これまで地場農産物となつてこなかった園芸野菜や新規農産物の開発について関係団体と連携を深め、商品化を目指します。</p>	
	<p>■ 1-1-11 : 6次産業化による 新たな地域資源のブランド化</p> <p>・農業者の生産意欲向上を図るため、儲かる農業の手助けとなる農産物加工品のブランド化を促進し、道の駅を始めとする販路の確立と併せ、農業従事者の確保、新規就農者の増加を目指します。</p>	
	<p>■ 1-1-12 : 人・農地プランの策定と実現</p> <p>・農地問題の解決に向け、将来に向けた話し合いを地域で進め、人・農地プランを策定し、その実質化に取り組みます。</p>	

施策の方向	1-2 : 起業・創業支援及び事業継続支援	
現状と課題	<p>市内における起業・創業を促進するため、女性の起業は熊谷 de 事業や、創業支援セミナー等を実施してきました。しかしながら、起業・創業をする方の数は増加していないことから、引き続き支援機関となる商工団体や金融機関などの連携を強化するとともに、支援制度の周知及びニーズの把握が必要です。</p>	
施策の概要	<p>起業や創業を行う上で必要な各種支援を継続し創業後の成長を促すとともに、将来、地域の担い手となる創業者の発掘・育成を目指します。</p> <p>また、工業の新団体の活動への支援や大学及び金融機関との連携を行うほか、中小企業融資の促進のため、利用しやすい支援策を実施します。</p> <p>農業分野においても、高齢化や担い手不足の解決に向け、定年就農の促進に向けた取組を実施します。</p>	
重要業績評価指標 (KPI)	創業件数 : 5 件 / 年	
主な取組	<p>■ 1-2-1 : 創業の促進・支援</p> <p>・国や県の動向を注視しながら、創業の促進・支援を進めるため、創業支援事業者や創業者を引き続き支援し、必要に応じてニーズに即した支援制度への見直しを行い、就労機会の創出を図ります。</p>	
	<p>■ 1-2-2 : 女性の起業支援</p> <p>・女性の起業を促進するため、女性特有の視点や潜在能力を生かすノウハウ等の取得を支援するセミナーや個別相談会を実施し、起業に関心のある女性の掘り起こしを行うとともに、空き店舗の利活用を促進します。</p>	

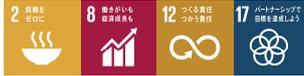
	<p>■ 1-2-3 : 中小企業ものづくり団体支援</p> <p>・熊谷市域の事業所等の集約によるものづくり団体の共同研究・開発活動を支援するとともに、大学及び金融機関等との幅広い連携を図ります。</p>	
	<p>■ 1-2-4 : 中小企業融資の促進</p> <p>・市内中小企業の経営の安定や設備投資の支援を目的に、一般事業資金等の利活用を促進するため、低利の金利設定や利子補助を実施します。</p>	
	<p>■ 1-2-5 : 定年就農の促進・支援</p> <p>・定年就農を促す応援プログラムに取り組み、農地利用の活性化を図ることで、荒廃農地の増加を抑え、良好な生活環境を維持し、充実した総活躍社会を支える農業の担い手を育成・強化します。</p>	

施策の方向	1-3 : 就業支援	
現状と課題	令和7年(2025年)には生産年齢人口(15~64歳)が現在よりも約6,000人減少する見通しである一方、就業形態は多様化し、就業希望者も子育て中から高齢者まで、全世代に渡っており、ニーズに見合う支援が必要です。	
施策の概要	<p>「男女共同参画に関する市民意識調査」によれば、「結婚や出産に関わらず、ずっと職業を持つ」「結婚や出産で職業をやめ、その後再び職業を持つ」ことを希望する人が8割を占めています。女性の就業に向け、情報提供や個別相談を実施するほか、女性の継続的な就業支援のため、企業内保育所の整備を促進します。</p> <p>また、埼玉県農業大学校及びJAくまがやと連携し、新規就農の受入れ先となる農業法人の把握に努め、技術指導を通して、営農継続を支援します。</p>	
重要業績評価指標(KPI)	新規(新設)事業所の従業者数:7,882人	
主な取組	<p>■ 1-3-1 : 多様な働き方の支援</p> <p>・埼玉県女性キャリアセンターとの共催により、女性の就職に向けた情報提供、個別相談を行います。また、多様な働き方がある中で、男女ともに働き方の希望に沿う働く場の開拓、創出、マッチング等の支援を行います。</p>	
	<p>■ 1-3-2 : 企業内保育所設置の促進</p> <p>・女性の継続的な就業支援を目的に、市内企業による企業内保育所の整備を促進するため、個別・複数企業の保育所設置について助成します。</p>	
	<p>■ 1-3-3 : シルバー人材センターによる就労環境の充実</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者のニーズに対応して、基準となる就業日数や時間を拡大運用するとともに、関係機関等との連携により業務開拓、受注の拡大を図る支援を行います。
	<p>■ 1-3-4 : 埼玉県農業大学校卒業予定者の就農支援・育成</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県農業大学校及びJAくまがやと連携して就農支援制度を設け、就農意欲のある学生を対象に、就農を促す説明会の開催、農地あっせん、就農支度金、融資等の支援を行います。
	<p>■ 1-3-5 : 正社員の雇用促進（再掲）</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・市内全体の従業者数の総数減少を防ぐため、本市への事業所新設等に伴う正社員雇用に対する優遇制度の周知を図りながら、企業の人材確保に係るニーズへの対応に引き続き取り組みます。

施策の方向	1-4 : 商業振興によるにぎわい創出
現状と課題	市内の商業事業者数は減少傾向にあり、中心市街地も空洞化が進行しています。近隣自治体における大規模商業施設の立地も計画されているため、商業活力の維持に向け、空き店舗及び空き家等の遊休不動産の活用や、リノベーション支援による既存物件の利用価値を高める取組など、まちなにぎわい創出に向け、取り組んでいます。
施策の概要	<p>中心市街地での継続的な購買へと結び付けていくため、出店店舗や「まち」の魅力を発信できる仕組みを構築します。空き店舗活用に向けて、専門的な調査を実施するほか、商店街と連携し、空き店舗活用促進のためのセミナー等を開催します。</p> <p>また、ラグビーワールドカップ 2019 における観客の受入・おもてなしの経験を通じた、関係人口の増加と商業活性化を促進します。</p>
重要業績評価指標 (KPI)	空き店舗率：年 16.5%
主な取組	<p>■ 1-4-1 : 2つの商業核をつなぐ 産業・交流核等の整備促進</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地の新たな「産業・交流核」として、県と市で推進している北部地域振興交流拠点施設（仮称）の導入機能に関する検討を進め、整備を促進します。まちなかの魅力を発信し、再訪促進や回遊性向上に結びつけていく仕組みを構築します。 <p>■ 1-4-2 : 空き店舗活用の支援</p>  <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地の空き店舗等（遊休不動産）の状況把握を行い、経営指導・情報提供等の支援体制の中で、空き店舗の活用を促進するための助成を行います。

	<div style="text-align: right;">  </div> <p>■ 1-4-3 : 商業核強化支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商業活力の維持に向けて中心市街地内の大型商業施設の連携・戦略検討を促進するために、稼ぐ力の研究と実践に対し支援します。
	<div style="text-align: right;">  </div> <p>■ 1-4-4 : 「まち元気」熊谷市商品券の発行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内における消費喚起と地域経済の活性化を目的に、市の補助制度等の一部について、市内の登録店のみで利用できる熊谷市商品券に替えて交付し、地域の経済循環を図ります。
	<div style="text-align: right;">  </div> <p>■ 1-4-5 : 観光による交流人口の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熊谷を来訪する観光客等を対象に、近隣地域も含め、観光名所のPRと受入体制の整備を進め、交流人口の増加による商業地域経済の活性化を図ります。

<p>施策の方向</p>	<p>1-5 : 地域を支える人材・組織の育成</p>
<p>現状と課題</p>	<p>人口減少社会の本格的な到来を迎えて、地域の産業や生活を支える人材の力が重要となっています。就労形態が変化している中で、自分の生活や価値観を大事にする働き方や、自分の能力が発揮できる働き方を求めるなど、働き方に対する考え方が変化しています。</p> <p>市民一人一人が自らの能力を発揮し、働くことを通して社会に貢献することができるよう、働きがいのある場づくりを進めるとともに、次代を支える人材を育成していくことが求められます。</p>
<p>施策の概要</p>	<p>将来の地元を担う高校生や大学生が、地域の産業や文化等への理解を深める機会として、産業祭等への協力を図り、市や企業等と連携する取組を推進します。</p> <p>市民一人一人が自らの能力を向上する機会や、働きながらより高い技術・能力を得ることができるよう、関係機関と連携して働く人一人一人の目標や年齢、企業の要請等に応じた能力向上を促進します。</p>
<p>重要業績評価指標 (KPI)</p>	<p>ビジネスプランコンテストの応募数 : 70 件/年</p>
<p>主な取組</p>	<div style="text-align: right;">  </div> <p>■ 1-5-1 : 農商工連携によるふれあいの場の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと熊谷の産業の振興を図り、地域に根付いた活動や人材を支援するため、既存の産業祭の出店者を個人資格者や高校生・大学生に拡大するほか、地方創生を担う組織との協働により、消費者と生産者のふれあいの場を創出します。 <div style="text-align: right;">  </div> <p>■ 1-5-2 : 生涯にわたり能力を高める環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育後も年齢、性別に関わりなく、専門的な知識や技術を身につけ、資格を取得するなど自らの能力を高め、キャリアアップや地域参加ができるよう、関係機関や企業、地域との連携を促進します。

基本目標 2 : 子育て世代等にとって暮らしやすく魅力的なまちづくりの展開 【転入・定住促進】

施策の方向	2-1 : 安心して暮らせる生活環境の確保と経済的支援
現状と課題	<p>スポーツと文化が融合するまちとして、東京都市圏において十分なスポーツ文化施設と豊かな自然に恵まれており、休日には、関東圏全域に公共交通や自動車で行きわたる立地であることは、ワークライフバランスを保てる適地であるといえます。</p> <p>しかし、JR 熊谷駅は県内に3つある新幹線停車駅の一つであるものの、在来線では都内に出るまでに1時間以上の時間を要するため、若年層を中心に、進学や就職、結婚等を契機に、県南や都内への転出傾向が依然として続いています。</p> <p>子育て世代の次の担い手とも言うべき若年層の転出は、今後の人口展望において歯止めをかけるべき重要な問題です。しかし、人口が減少傾向にあっても、住宅については、持ち家の占める割合は増加傾向にあることから、今後も定住人口を確保するためには持ち家等のニーズに合った住宅の提供が求められます。</p> <p>また、住宅取得時にかかる支出が増すことから、特に若年層の経済的負担の軽減を図る取組が求められます。</p> <p>さらに、高齢化が進むにつれ、生活必需品の買い物に不便をきたすほか、地域での生活や生産活動、従来から行われてきたコミュニティ活動の継続が困難な状況が拡大しているため、地域の実情やニーズの把握と地域資源の十分な分析が求められるとともに、地域共生型による多世代の文化交流の場など、居場所と役割のあるコミュニティづくりが必要となります。</p>
施策の概要	<p>若年層（40歳未満）の転入を促進するため、住宅購入・取得時の経済的支援に引き続き取り組みます。</p> <p>また、転出を抑制するためには三世代以上の同居や近居の促進が必要であることから、同居・近居を目的とした住宅取得・増改築に対する支援を行います。併せて勤労者住宅資金貸付の利子補助や、住宅リフォーム工事を行う場合に費用の一部の補助を行います。</p> <p>また、新幹線停車駅の強みを生かした通勤支援のほか、大学等卒業後の奨学金の返済に係る利子補助により、若年層の経済的な負担を軽減することで、充実した生活を支援するとともに、熊谷市国土強靱化地域計画に基づき、安心・安全なまちづくりを進めることで、医療、防犯、災害時の体制整備や、強靱な都市インフラの整備を行うなど、安心して暮らせる生活環境を確保します。</p> <p>そして、交通利便性の高い中心市街地の空き家・空き店舗をはじめ、市内の空き家や、農村部の空き家物件を流動化させ、県北地域及び全国的な連携も実施し、ニーズに応じた居住供給の促進を図ります。</p> <p>それぞれの集落において、将来にわたって暮らし続けることができるよう、生活に必要な食料品等を安心して購入できる環境の創出や地域住民が主体となる組織の形成や、地域の課題解決のための持続的な取組体制の確立、生活サービス機能の集約・確保、周辺集落との交通ネットワークの推進等、利便性の高い地域づくりを図ります。</p>
重要業績評価指標 (KPI)	「まちづくり市民アンケート調査結果」における「住み続けたい」と答える方の割合 : 60%

主な取組

■ 2-1-1：若年層住宅購入に係る家計への支援



・40歳未満の転入者が住宅を取得する際の固定資産税等の免除など家計への支援を実施し、若年層の転入・定住を促進するための施策を推進します。

■ 2-1-2：三世代ふれあい家族住宅取得応援



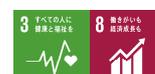
・世代間の支え合いを支援するとともに市内からの転出を抑制し、転入を促すために、三世代以上の同居・近居の住宅取得・増築等に熊谷市商品券を交付します。

■ 2-1-3：スマートハウス補助



・環境配慮型の住宅取得を促進するために、より省エネ性能等に優れた住宅の取得に対して補助金を交付します。

■ 2-1-4：勤労者住宅資金貸付利子補助



・勤労者住宅資金の貸付を受けた者に対し、利子の補助を行います。

■ 2-1-5：住宅リフォーム補助



・地域経済の活性化と居住環境の向上を図るため、市内の事業者による住宅リフォーム工事を実施した市民に経費の一部を熊谷市商品券により補助します。

■ 2-1-6：奨学金の返済に係る経済的な負担軽減



・市内在住者に、大学等卒業後の奨学金の返済に係る利子を補助し、若年層の経済的な負担軽減を図ります。

■ 2-1-7：新幹線通勤助成



・40歳未満で住宅購入・取得した転入者の通勤に係る新幹線定期券購入代金の一部を助成し、若年層の転入・定住を一層促進します。

■ 2-1-8：公共交通の利便性の向上



・民間路線バス等の公共交通と市内各地域を運行する市内循環バス（熊谷市ゆうゆうバス）を連携させ、更なる利便性の向上を図ります。

■ 2-1-9：医療体制の充実強化



・良質で高度な医療を効率的に提供する体制を支援し、安心な日常生活の実現を図り、転入・定住促進を図ります。

■ 2-1-10：防犯体制整備



・個人、地域、保育所、学校等の施設の防犯連絡体制を確立するとともに、防犯意

識の高揚を図り、警察と連携・協力して安心安全な日常生活を確保することで、転入・定住促進を図ります。

■ 2-1-11：災害に強いまちづくりの推進



・防災組織の支援、防災リーダーの養成等により、地域防災力を強化します。併せて市の防災・危機管理体制の充実を図るとともに民間事業者等の協力も得て、災害時体制を強化します。また、備蓄や避難所の改善等に努めるとともに国や県と連携して治水対策を推進するなど、災害に強いまちづくりを進めます。

■ 2-1-12：市内の空き家対策



・県北7市町及び全国版の空き家バンクを活用し、空き家利活用促進セミナーや研修会等の開催を積極的に実施し、転入・定住促進を図ります。

■ 2-1-13：中心市街地の空き家・空き店舗の活用



・宅建協会等と連携し、JR熊谷駅を中心とした中心市街地の空き家・空き店舗（遊休不動産）を住居やオフィス又は店舗として利活用できるように、物件の流動化と利便地域への居住推進を図る仕組みを構築・支援し、転入・定住促進を図ります。

■ 2-1-14：農村地域の空き家対策



・農村部の空き家を活用して、新規就農者、あるいは農業や自然を身近に居住したい移住希望者向けの利活用の仕組みを構築・支援し、転入・定住促進を図ります。

■ 2-1-15：宅地の利用増進



・土地区画整理事業を推進し、事業区域内の道路・公園等の公共施設を整備することにより、宅地の利用増進を高め、転入・定住促進を図ります。

■ 2-1-16：地方の暮らしの情報発信

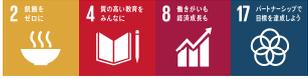


・地域のコミュニティFMである「FMクマガヤ（87.6メガヘルツ）」を活用し、市の事業や健康、イベント、観光情報など身近な情報を発信するとともに、犯罪や災害発生時等には、防犯・防災情報を放送し、暮らしに役立つ情報と安心安全を提供します。

施策の方向 2-2：ファンづくりを通じた転入促進

現状と課題 本市の観光入込客数は平成30年には約444万人と県内屈指となっています。さらに、ラグビーワールドカップ2019の開催都市として、スポーツ大会開催における優位性を国内外に大きくアピールすることができました。しかしながら、歴史・文化財が豊富であることに対する認知度がやや低い傾向が見られます。

	<p>そこで、本市の有するスポーツ環境と文化財などの観光資源の魅力をより一層発信し観光入込客数の増加だけでなく、本市の「ファン」となる「関係人口」を増やすことで、中長期的に転入者の増加、転出者の抑制に寄与することが期待できます。</p>
<p>施策の概要</p>	<p>交流人口と関係人口の拡充に向け、年間入込客数 100 万人を誇る、熊谷スポーツ文化公園を始め、熊谷さくら運動公園、熊谷市民体育館などのスポーツ施設への大規模大会の誘致や、スポーツ・文化村「くまびあ」等の市有施設を活用して市外からのスポーツ合宿の誘客を図るなど、官民連携によるスポーツコミッションを運営することにより、多数のスポーツ関係者を本市に呼び込むとともに、スポーツと観光を融合させたスポーツツーリズムを推進することで地域の活性化に繋がります。</p> <p>さらに、プロスポーツチームとの連携を深め、スポーツの振興と地域の活性化につながる取組を推進していきます。</p> <p>また、妻沼聖天山、祭、星川、星溪園等の観光資源のほか、秩父鉄道、本市ゆかりの偉人や文化財、多様な文化芸術活動等を戦略的に活用することで、担い手の育成とともに本市のファンを獲得していきます。</p> <p>JA くまがや、埼玉県農業大学校や市内の農家と連携し、指導者付き市民農園の整備や農地付き空き家住宅貸付・分譲を通じて、農業を活用したファンづくりにも取り組みます。</p> <p>大学、専門学校及び高校が多数立地し、市外から学生が流入している優位性を生かし、立正大学等の学生に、卒業後も本市との関係性を維持し、ファンでいてもらうため、地域との連携や関係機関等の協力により市内企業のインターン制度の導入、就職情報の提供などを行います。</p> <p>また、熊谷市観光協会と連携を図り、旬の情報を盛り込んだ観光やグルメの情報誌等を作成し、広く情報発信することによりシティセールスを推進していくほか、FM クマガヤでのラジオ放送、ホームページなどを活用した市内外への情報発信を通じて多くのファンの獲得を目指します。</p>
<p>重要業績評価指標 (KPI)</p>	<p>観光入込客数 500 万人</p>
<p>主な取組</p>	<p>■ 2-2-1 : スポーツ観光による交流人口の増加 (観光地域づくりに向けた担い手の育成)</p> <p></p> <ul style="list-style-type: none"> 熊谷市観光協会と連携を図り、スポーツを含む、テーマ性とストーリー性を併せ持った魅力ある観光資源を開発し、案内看板等の多言語化、案内ボランティアの充実支援を通して、交流人口・関係人口の増加を図ります。 <p>■ 2-2-2 : 農業による交流人口の増加</p> <p></p> <ul style="list-style-type: none"> 農業資機材、駐車場及び水道を設置し、市外在住者のための農家による指導者付き市民農園を整備し、農業を活用した交流人口の確保を図ります。 <p>■ 2-2-3 : スポーツコミッションの運営</p> <p></p> <ul style="list-style-type: none"> スポーツと観光の融合によるスポーツツーリズムを推進するため、スポーツコミッションを

	<p>設立し、スポーツイベントを誘致することにより、多くのスポーツ選手やその関係者を本市に呼び込むとともに、本市の観光スポット、グルメなどを堪能してもらい、魅力を感じる体験や経験を通して、関係人口の創出・拡大に努めます。</p>
	<p>■ 2-2-4 : 埼玉県農業大学校卒業予定者の就農支援・育成（再掲）</p>  <p>・埼玉県農業大学校及びJAくまがやと連携して就農支援制度を設け、就農意欲のある学生を対象に、就農を促す説明会の開催、農地あっせん、就農支度金、融資等の支援を行います。</p>
	<p>■ 2-2-5 : 立正大学との連携による定住促進</p>  <p>・熊谷市産学官連携に関する基本協定書に基づく立正大学との連携により、立正大学在学学生等を対象とした、市政に関する授業等を実施することにより、学生の卒業時における市内企業への就職や定住を促進します。</p>
	<p>■ 2-2-6 : 転入促進・転出抑制に向けた情報発信</p>  <p>・若年女性の熊谷への移住をテーマにしたPRパンフレットを作成・配布します。また、移住希望者向けにホームページで熊谷情報を発信するとともに、引き続き様々な広報媒体を活用し熊谷の魅力を発信します。</p>
	<p>■ 2-2-7 : 「スクラム！クマガヤ」によるラグビータウンの推進</p>  <p>・ラグビーワールドカップを契機として生まれたラグビータウン熊谷の活動「スクラム！クマガヤ」を官民一体となって進め、ラグビーを感じられるまちを創出していきます。</p>

施策の方向	2-3 : 時代に合った地域づくり
現状と課題	<p>少子高齢化による人口減少、グローバル化と産業構造の変化、情報通信技術（ICT）の飛躍的な進展など、時代はこれまでの画一的な成長・拡大を基調とした価値観からの見直しが必要とされる大きな転換期にあります。</p>
施策の概要	<p>これまでの成長・拡大を基調とした新たな価値や尺度のもと、社会経済のイノベーションを進めます。ICTの発展により、ロボットや人口知能（AI）が産業や身近な商品・サービスといった生活の様々な場面に使われることが想定され、市民生活や企業活動における新たな価値の創出につながります。</p> <p>さらに、これらの新技術や官民データ等の活用により、地域課題の解決を図る「スマートシティ」のまちづくりを推進します。</p>
重要業績評価指標（KPI）	AI・RPA等先進技術の導入件数：1件／年
主な取組	<p>■ 2-3-1 : AI・RPA等の活用推進</p>  <p>・「熊谷市情報化推進計画・官民データ活用推進計画-e-くまがやICT推進プラン</p>

	<p>3-」及びSDGsの視点を取り入れ、AI・RPA等の活用について調査・研究を進めるとともに先進技術の導入を目指していきます。</p>
	<p>■ 2-3-2 : スマートシティの推進</p>  <p>・「多核連携型コンパクト&ネットワークシティ」の形成に向け、先進的技術、官民の様々なデータなどを活用し、持続可能な都市を目指す「スマートシティ」を推進します。</p>
	<p>■ 2-3-3 : スマート農業の推進</p>  <p>・農業の効率化や省力化による生産性の向上等に向けて、スマート農業を推進します。</p>

施策の方向	2-4 : 誰もが活躍する社会の実現
現状と課題	<p>誰もが活躍できる、活気あふれる熊谷市をつくるためには、性別や年齢、障害の有無を問わず一人一人が、家庭で、職場で、地域で、それぞれの希望がかない、能力を發揮し、生きがいを感じながら生活することができる地域社会の実現が必要です。</p> <p>このような地域社会を実現するために、能力を生かし、地域の中で活躍できる新しい働き方の支援など、つながりを持ち支え合う取組を推進する必要があります。</p>
施策の概要	<p>多様な働き方の希望に沿うよう、多様な働き方の開拓や創出、マッチング等の支援を促進するとともに、男性の子育て参加を促し仕事と家庭のワークライフバランスの推進を進めます。</p> <p>また、障害者就労支援施設と連携し、障害のある方の就労や社会参加を支援し、誰もが活躍できる地域社会の実現を目指します。</p>
重要業績評価指標 (KPI)	<p>障害のある方の就労支援事業所の利用者数 : 710 人/年 まちづくり市民アンケート調査結果「男女共同参画社会という言葉を知っているか」と答える方の割合 : 80%</p>
主な取組	<p>■ 2-4-1 : スポーツ健康まちづくり</p>  <p>・運動に親しみながら体力の向上や健康の保持増進に取り組めるよう、ウォーキングやヨガ、健康体操など、誰もが自分のペースで実践できるスポーツの機会を提供し、心身の健康づくりを推進します。また、市内を拠点とするトップレベルのチーム、選手と連携し、市民参加の講習会、イベントを開催し、市民スポーツ活動の推進を図ります。</p> <p>■ 2-4-2 : 多様な働き方の支援 (再掲)</p>  <p>・埼玉県女性キャリアセンターとの共催により、女性の就職に向けた情報提供、個別相談を行います。また、多様な働き方がある中で、男女ともに働き方の希望に沿う働く場の開拓、創出、マッチング等の支援を行います。</p>

	 <p>■ 2-4-3 : 男性セミナーの開催</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育て中の男性を中心に、子育てに関して学び、男性の子育てへの参加・楽しさ・重要性を実感してもらうことを通して、男性の意識改革を図ります。
	 <p>■ 2-4-4 : 障害者の就労支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者の一般就労の機会の拡大に向け、障害者就労支援センター等と連携を図るとともに、障害者就労支援施設からの物品等の調達について一層の推進を図り、障害のある方の就労や社会参加を支援します。

基本目標 3 : 子育て世代等の結婚・出産・子育てに関する希望をかなえる【結婚・出産・子育て支援】

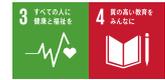
施策の方向	3-1 : 結婚・出産支援
現状と課題	出生数が減少しており、直近の年齢別の移動状況からは、20代の転出が顕著であり、一層の少子化が危惧されます。出産や子育てに対する要望として、アンケート調査では経済的な支援や出産や子育ての相談、サポート体制などが求められています。また、立地拡大支援条例の優遇制度を拡充し、「医療、福祉」を対象事業に加え医療機関の設備充実を支援しています。
施策の概要	現状を踏まえ、20代の転出を抑制しつつ、結婚の促進や子育て世代を中心とした定住促進に取り組みます。また、男女不妊治療の経済的負担の軽減や、安心して出産してもらうため、周産期医療体制の確立を目指します。 妊娠期から子育て期まで、切れ目のない相談支援体制、第2子以降を安心して出産できる体制整備を図ります。
重要業績評価指標 (KPI)	出生数 : 1,400 人/年 (5年平均)
主な取組	 <p>■ 3-1-1 : 不妊治療費等の経済的負担軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> 不妊治療費等の経済的負担軽減のために、男女不妊治療に加え、不育治療や不妊・不育検査の費用の一部に対しても助成を行います。
	 <p>■ 3-1-2 : 周産期医療及び小児救急医療体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 安心して子供を出産し、育てられる環境を確保するために、市内医療機関への周産期医療開設の働きかけや小児救急医療を提供する医療機関への支援を実施するとともに、連携を強化し、出産・乳幼児の医療環境の整備を図ります。また、市内医療機関の設備充実・拡大への支援を引き続き実施します。
	 <p>■ 3-1-3 : 妊娠期から子育て期にわたる相談支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 安心して妊娠、出産、子育てする環境の向上のために、妊娠期から子育て期に

	わたる、様々な場面に応じた相談支援体制の充実を図ります。
	<p>■ 3-1-4 : 結婚の促進</p> <p>・出生数の増加及び転入人口の増加を図るために、婚活イベントをはじめとする結婚支援を行います。</p>  

施策の方向	3-2 : 子育て支援
現状と課題	子育てをする上で求める支援として、アンケート調査によると、経済的な支援や相談、サポート体制の整備が挙げられています。
施策の概要	<p>多子世帯に対する保育料負担の軽減や学校給食費の第3子以降無償化とともに、医療費の無料化を高校卒業まで実施し、経済的な支援を引き続き行います。</p> <p>相談、サポート体制を強化するため、ファミリーサポートセンターや病児などに対する緊急サポート、地域子育て支援拠点を充実させるとともに、公立の放課後児童クラブの整備と保育体制の充実等、子育て環境の更なる充実にも取り組みます。</p> <p>第2子以降を出産できる子育て支援体制を整備するとともに、併せて長期間にわたって多種ある予防接種を適切なタイミングで実施するための支援を実施します。</p> <p>そして、市民みんなが子育て応援団となれるような仕組みづくりを進めます。</p>
重要業績評価指標 (KPI)	まちづくり市民アンケート調査結果における「子育てしやすい」と答える方の割合：67%
主な取組	<p>■ 3-2-1 : 保育所保護者負担金の多子軽減</p>   <p>・多子世帯に対する保育料負担軽減のために、幼保無償化の対象とならない満3歳児未満の子において、多子世帯の該当する第3子以降の保育料を引き続き無料にします。</p>
	<p>■ 3-2-2 : 保育料等の納付方法の充実</p>   <p>・保育料等の納付に関し、保護者の利便性の向上を図ります。</p>
	<p>■ 3-2-3 : こども医療費の助成</p>   <p>・こども医療費の無料化を高校卒業まで引き続き実施します。</p>
	<p>■ 3-2-4 : 認定こども園の設置促進</p>   <p>・幼稚園機能と保育所機能を一体にした幼保連携型認定こども園の設置を促進します。</p>
	<p>■ 3-2-5 : 地域子育て支援拠点の充実</p>  

・乳幼児親子が交流できる場所として、また妊婦から交流を図ることができる場所としてPRし、活用の促進に努めます。

■ 3-2-6 : ファミリーサポートセンター・病児等緊急サポート等の充実



・第2子以降の出産時等も含め、親に代わり、子供の面倒を見られるような仕組みや病児病後児の預かり体制を充実・強化します。

■ 3-2-7 : 放課後児童クラブの充実



・就労と子育ての両立を支援するため、待機児童の多い小学校区における児童クラブの整備を進めるとともに、保育体制の充実を図ります。

■ 3-2-8 : 予防接種情報支援



・長期間に渡って多種ある予防接種のスケジュールを一人一人に合わせて作成し、適切な接種時期に保護者へメールでお知らせします。また、各種子育て情報の閲覧等も可能な「ニャオざねのマイワクチンナビ」を運用します。

■ 3-2-9 : 子育て応援団・人材の育成



・市内の子育てに係る教育機関やNPO団体等と連携し、次世代の保育士や子育て支援に携わる人材の育成、また離職している有資格者等の掘り起しを行い、復帰を支援するなどし、市内への人材の定着を図ります。

■ 3-2-10 : 子育てと仕事のバランスの充実



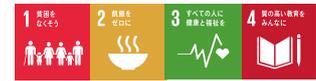
・医療機関等との連携により、病気の子供を預かる病児保育及び病気回復期の子どもを預かる病後児保育の充実を図ります。

■ 3-2-11 : 男性セミナーの開催（再掲）



・子育て中の男性を中心に、子育てに関して学び、男性の子育てへの参加・楽しさ・重要性を実感してもらうことを通して、男性の意識改革を図ります。

■ 3-2-12 : 学校給食費の第3子以降無償化



・多子世帯に対する給食費負担軽減のため、一定要件のもと多子世帯における第3子以降の学校給食費の全額を補助します。

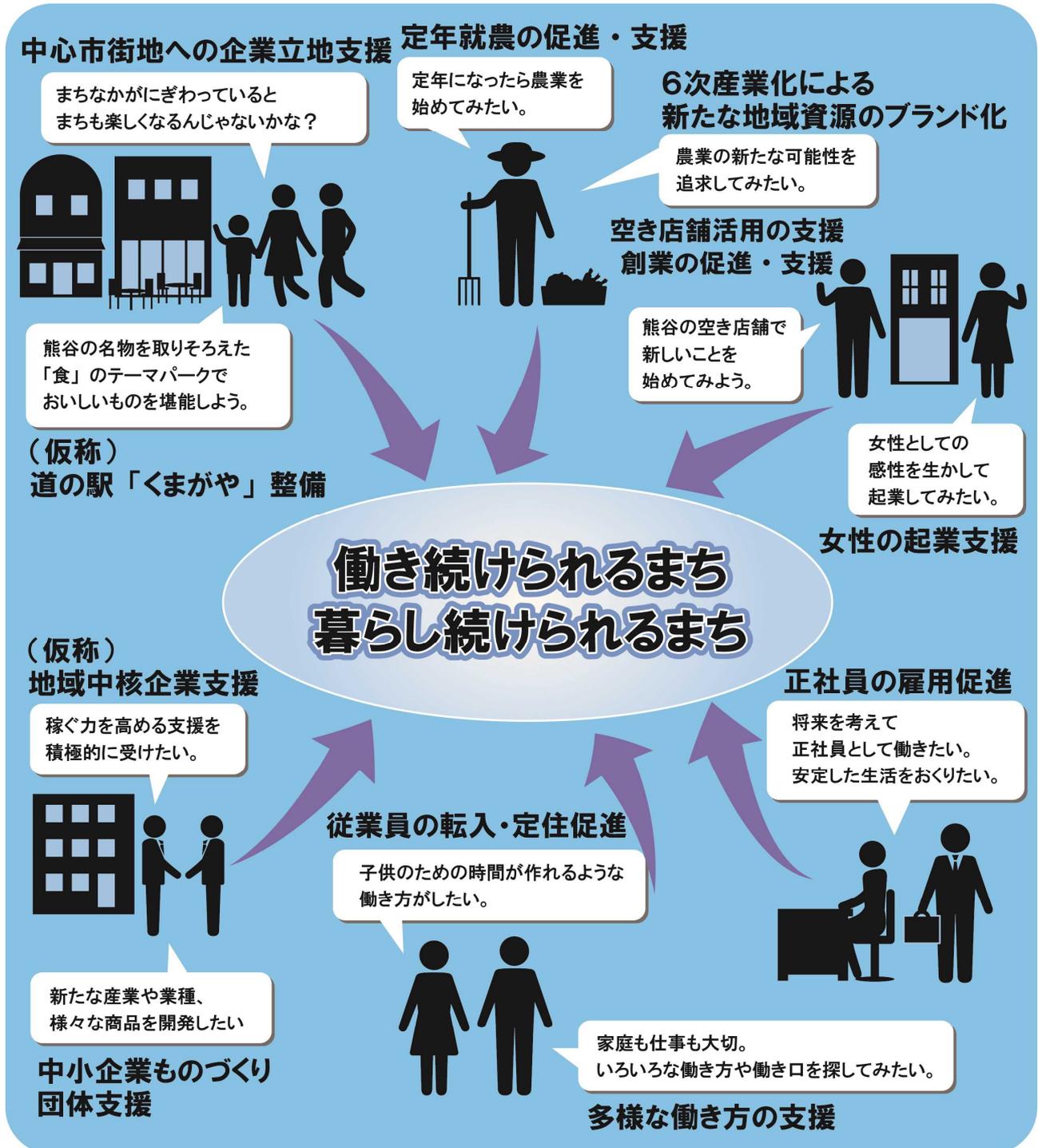
施策の方向	3-3：学力日本一を目指した教育環境の充実
現状と課題	本市では総合振興計画に定めた「確かな学力（知・徳・体）を身に付けさせる」等の施策に基づき、学力日本一を目指して教育環境の充実に取り組んでおり、全国学力学習状況調査においては、国や県の平均を大きく上回っています。教育水準が家庭の経済状況に左右される時代においては、平等に質の高い教育を受けることができる環境を確保することが求められています。
施策の概要	<p>学力日本一を目指し、特色ある教育を推進します。特に、英語「ラウンドシステム」の考え方の授業、英語指導・体育指導専門員などによる訪問指導などにより魅力ある授業を展開します。また、学力の底上げを図るための補充学習も充実させます。</p> <p>さらに、道徳教育の充実、いじめの撲滅、スマホの上手な使い方、防犯体制の強化などにより、子どもたちの豊かな心を育み、安心安全な教育環境を実現します。</p> <p>郷土に根付いているラグビーを小学生から体験し、普及させることによって、体力の強化を図るとともに、ラグビーワールドカップ後もラグビーを通して郷土愛の醸成を図ります。</p>
重要業績評価指標（KPI）	授業がわかりやすいと思う児童生徒の割合：小学校 95% 中学校 90%
主な取組	<p>■ 3-3-1：魅力ある授業の展開  </p> <ul style="list-style-type: none"> 学習内容を明確にした授業、英語「ラウンドシステム」の考え方の授業（いわゆるアクティブ・ラーニング）によって、子どもたちの学力を更に伸ばします。このため、学力向上補助員による個別の支援、英語指導専門員・体育指導専門員などによる訪問指導を充実します。 <p>■ 3-3-2：「学習支援充実くまなびスクール」の推進 </p> <ul style="list-style-type: none"> 学力日本一を目指し、小中学生の学力底上げのため、放課後等、希望者に補充学習や受験対策学習を実施します。 <p>■ 3-3-3：英語教育の充実  </p> <ul style="list-style-type: none"> 学力日本一を目指し、伝える英語力が身に付くように、ストーリーのある教科書を複数回繰り返す授業を実施し、生きた英語力を身に付ける授業（ラウンドシステム）を実施します。 <p>■ 3-3-4：ラグビーによる郷土づくり  </p> <ul style="list-style-type: none"> ラグビーワールドカップ2019開催市としてのレガシーを継承し、ラグビーの普及により、体力強化・健康増進を図るとともに、伝統スポーツであるラグビーを幼少時から親しむ気運を高め、ラグビーを通して、郷土への愛着を育成します。

第4章 期待される効果

基本目標別の施策を講じることで、将来の熊谷市がどのような姿になっていくのか、期待される効果を描きます。

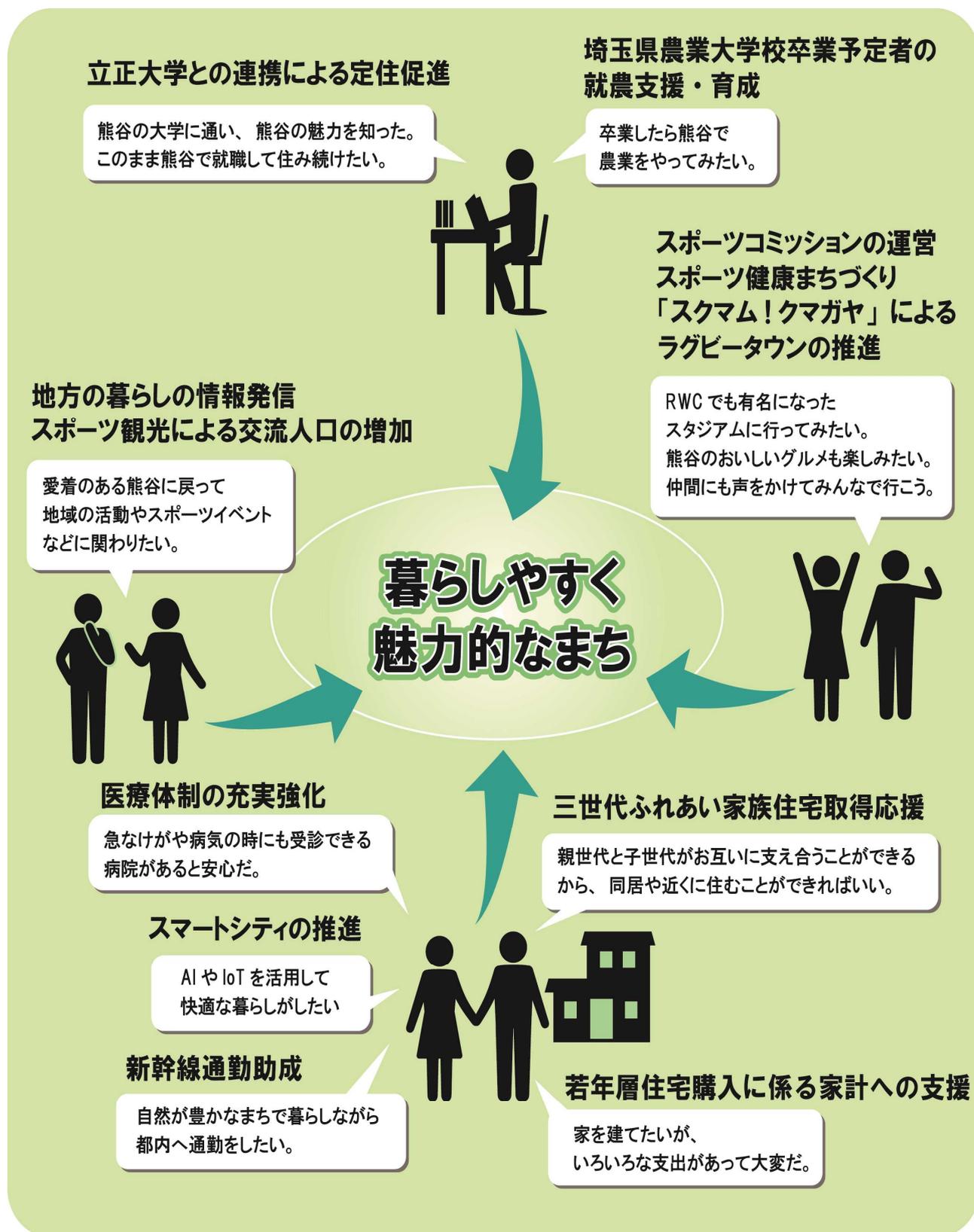
1 働く（働きたい）人が働き続け、暮らし続けられる雇用の創出

【就業機会を増やす】



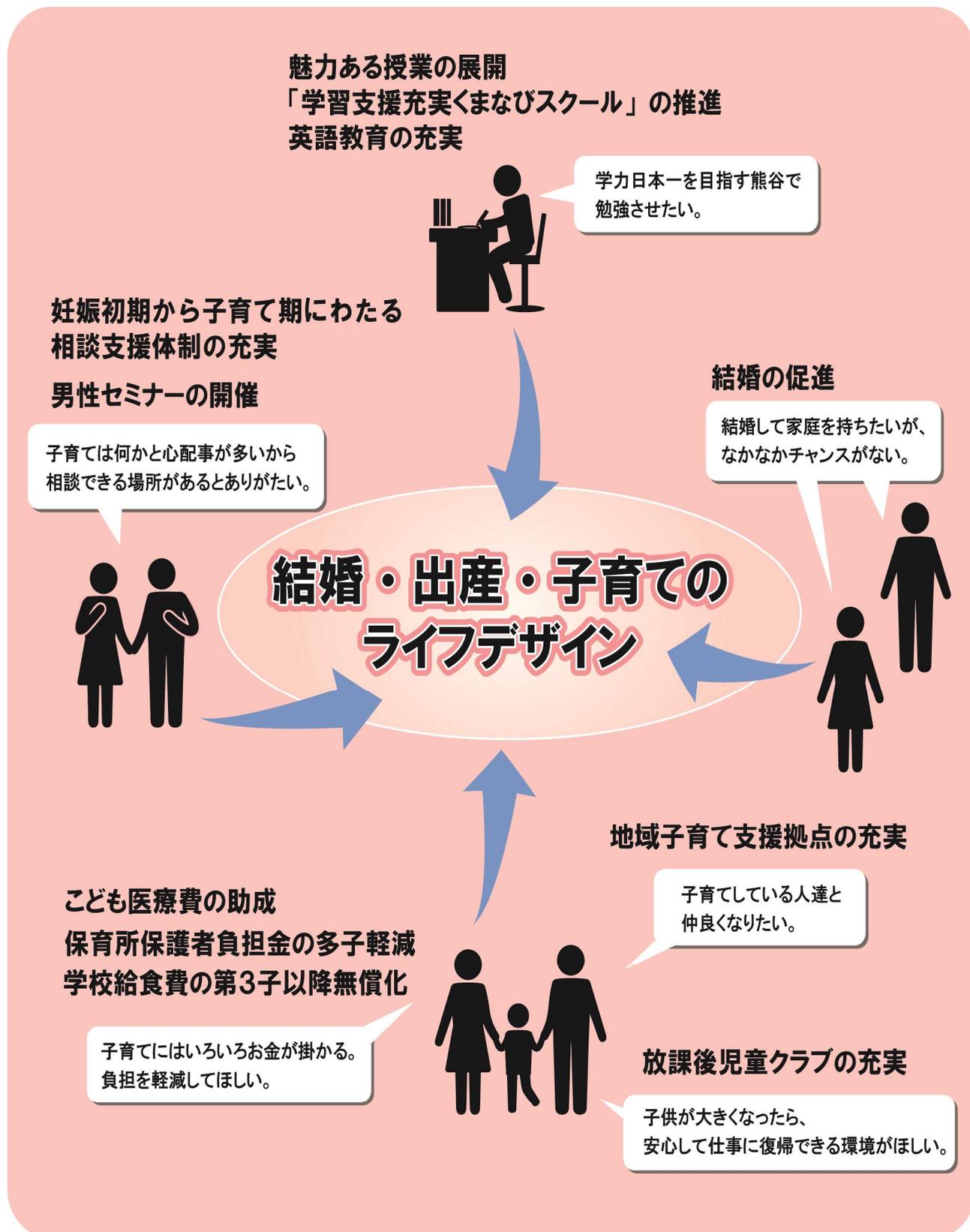
2 子育て世代等にとって暮らしやすく魅力的なまちづくりの展開

【転入・定住促進】



3 子育て世代等の結婚・出産・子育てに関する希望をかなえる

【結婚・出産・子育て支援】



第5章 第2期総合戦略の実施に向けて

1 数値目標・重要業績評価指標（KPI）の設定

第2章1基本目標でも触れたとおり、3つの基本目標ごとに第2期総合戦略の計画期間である5年後の実現すべき成果（アウトカム）に関する目標値を設定するとともに、基本目標ごとに掲げる具体的な施策に対して、それぞれに対して客観的な重要業績評価指標（KPI）を設定します。

2 進行管理と検証の体制

各分野の機関・団体からの有識者で構成される熊谷市有識者会議による数値目標及び重要業績評価指標（KPI）の成果に基づく効果検証を踏まえ、事業の継続的な実施、又は事業の見直しを通じ、目標達成を目指します。

3 PDCA サイクルによる見直し

第2期総合戦略における理念の実現のため、実施した施策・事業の効果を検証し、改善を図るPDCAサイクル〔計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）〕を確立します。

